

山口県文書館Web古文書 第4週

# 萩藩の武家文書 1

—藩主発給文書—

## 史料1

毛利輝元加冠状（井原家文書8）

加冠

元

慶長拾四年正月二日

（毛利輝元）

（花押）

（元良）

井原与三郎とのへ

## 史料2

毛利秀就加冠状（井原家文書1）

加冠

寛永九年五月二日

（毛利秀就）

（花押）

井原七之介とのへ

## ●解説

武家の男子が、元服（成人）するとき、烏帽子（えぼし、冠をかぶります。そのさい、親にかわつて烏帽子をかぶらせる人を烏帽子親といい、多くは親戚のなかから、将来を託せる有力者に頼んでいたようです。

**史料1**は、慶長十四年（二六〇九）毛利輝元（宗瑞）が烏帽子親として、井原元良に烏帽子をかぶらせ、諱（いみな）の一字である「元」の字を与えろという内容となっています。ただし、輝元が直々に烏帽子をかぶらせたのかは、定かではありません。

**史料2**は、寛永九年（一六三二）毛利秀就が井原就尚の元服に際して発給したものです。

毛利輝元・秀就は、末端の家臣までこうした判物を発給していました。毛利家当主が、個々の家臣に対していねいに対応することは、一対一の主従関係を緊密にする意味があり、また家臣にとつても名誉なことだったと考えられます。

## ●注目

輝元および秀就の花押と、宛所の井原与三郎・七之介の位置関係に気づかれたでしょうか。

**史料2**は、藩主秀就の花押が、宛所より露骨に上位にあります。それだけ、秀就が毛利家当主であるいは萩藩主として自信を深めていたのかもしれない。

### 史料3

毛利輝元・秀就連署安堵状（井原家文書4）

（元歳）

父孫左衛門尉知行、防州佐波郡

徳地之内五百式拾五石壹斗、同吉敷

郡秋穂村之内百九拾石六斗五升五合、

同郡小鯖庄之内六拾六石四斗七升八合、

合七百八拾式石式斗三升余之地之事、

譲与之通聞届畢、全令領知

役儀無緩可抽奉公之忠者也、

仍一行如件

元和八年十月廿八日

（毛利輝元）  
（花押）

（毛利秀就）  
（花押）

井原与三郎とのへ

### ●大意

元和八年（一六二二）、父孫左衛門尉元歳が知行七八二石余（徳地・秋穂・小鯖で）を、嫡子与三郎元良に譲与することを了承した。元良は、それらを「領知」（支配）し、「役儀」（軍役・家中役）を「無緩」（ゆるがせなく）務め、「奉公の忠を抽きんずべきものなり」（「家臣として奉公に励みなさい」）。

### ●解説

この安堵状の書止文言は、「仍一行如件」（いっこうへいちぎようくだんのごとし）となっています。毛利家は、知行の宛行（あてがい）や家督相続の安堵などの判物には、この「二行如件」を用いました。こうした判物を「二行」とも呼んでいて、毛利家当主の最終的な決定を示すものでした。家臣にとっては、揺るぎないお墨付きであり、重要な証拠文書として大切にされました。

### ●注目 — 井原元歳とは —

慶長十五年（一六一〇）から十八年にかけて当職を務め、財政や領内支配の確立に尽力し、毛利輝元・秀就父子の信任が厚い人物でした。**史料3**は、隠居する輝元の家老を務めることになったこともあり、家督を元良へ譲与したときのものです。なお元歳には、別途八〇〇石が宛行われました。

その後、秀就女登佐子と松平越後守光長（越後国高田藩主）の婚姻の際、裏年寄に任じられ、江戸詰になりました。寛永八年（一六三二）のことです。このとき、元歳には心配事がありました。それは、二年前に二五歳で早世した元良の遺した就俊・就尚兄弟（元歳の子）の行く末でした。元歳は自身の知行八〇〇石を兄就俊に譲り、就俊の知行五〇〇石を弟就尚へ譲らせたいと、藩に願い出しました。そのとき発給された判物が、**史料4**です。理由は不明ですが、七八〇石余の知行は、寛永二年に五〇〇石となっていました。

**史料4**

毛利秀就安堵状（井原家文書12）

兄清吉知行五百石之事、  
（就俊）

对其方宛行畢、全令領

知可抽奉公之忠者也、仍一

行如件

寛永八年卯月五日 （毛利秀就）  
（花押）

井原新発知とのへ （就尚）

●大意

兄就俊の知行五〇〇石をその方へ宛行つた。それらを「領知」（支配）し、奉公に励みなさい。

●解説

**史料2**と**史料4**は、井原就尚を宛所とする判物ですが、元服前に知行安堵の「二行」が発給されたこととなります。

祖父の元歳（伯耆守）は、明暦元年（二六五五）に七五歳で亡くなりましたが、この年まで二五年の長きにわたり裏年寄を務めました。それだけ信頼が厚かったのでしょう

寛永八年（二六三二）に、孫二人は知行安堵の「二行」を拝領していましたが、実際には次の奉書があるように（毛利家文庫 譜録い・65 「譜録 井原彦右衛門家」）、元歳の死後、兄就俊八〇〇石、弟就尚五〇〇石の相続が安堵されたことがわかります。寛永八年（二六三二）の秀就の「二行」は、元歳の願いに対して、藩主が見せた最大限の誠意と評価できるとでしょう。

井原伯耆守知行八百石之事、井原彦右衛門江被遣、彦右衛門持来候五百石之知行弟勘兵衛（就同）二可被宛行之通、秀就様御判物之写被差上候、則被成上覽、伯耆守跡目知行相続之儀如御先判相違有間敷之旨被仰出候、此段彦右衛門・勘兵衛江可被申渡候、恐々謹言

（明暦元年）  
乙未  
十二月二日

（当役槽社就等）  
相森兵庫  
名乗判  
（江戸加判役信玉元恒）  
児玉淡路  
名乗判

（国元加判役毛利就宣）  
毛 宮内少輔殿  
（国元加判役毛利就頼）  
毛 隠岐守殿  
（国元加判役益田就宣）  
益 越中守殿  
（当職益田就政）  
堅田安房守殿

## 史料5

毛利輝元安堵状（井原家文書6）

栗屋勘右衛門尉知行百參拾石

余地之事、役目不相成付而其方

買徳之通聞届畢、全令領地<sup>〔知得〕</sup>

役目等不可有緩者也、仍一行

如件

慶長十八年正月十一日

〔毛利輝元〕

〔花押〕

〔井原孫 〔元歳〕

〕 〔左衛門尉との□ 〔へ〕

### ●大意

栗屋の知行一三〇石余について、「役目」（軍役・家中役）が務められないので、井原元歳が買得したことを了承した。井原は買得した知行を領知（支配）し、役目を緩がせなく務めなさい。

### ●解説

萩藩では、藩主家の了承のもとで家臣同士の知行の売買が認められていました。次の**史料6**にも見られるように、幕府は、しばしば諸大名に対して普請役を課しました。近世初期には、江戸城・駿府城・大坂城などの普請が続きました。大名に課された普請役には、当然、家臣が動員されました。各家臣は命じられた普請に向いて、その務めを果たすのですが、現場までの旅費や普請費用なども負担する必要がありました。

宛行われた知行の物成、つまり知行所からの年貢収入だけでは不足したとみられ、家臣の相当数が困窮していたようです。

## 史料6

毛利秀就青印状（井原家文書5）

（端裏捺封ウワ書）

（元藏）

「（墨引）」

井原孫左衛門尉殿「」

来年大坂御普請二付而、借シ  
銀之外手前不相成衆之儀、  
組頭請懸借候て、役儀可相  
調候、然上者、其者身上如何  
躰之儀候て相遣候共、それく  
知行物成之内を以可調遣候条、  
得其意、氣遣候而可遣之候也

元和五

（印文秀就）

十二月十三日（青印）

### ●大意

来年の大坂普請について、藩の貸し銀のほかに自身で費用を捻出できない者については、組頭が保証人となって借銀して大坂普請を務めるようにせよ。そのうえで「身上」暮らし向き、所帯が「相違」つまり借金で困窮する者については、その者の知行物成から借銀を返済するので、そのように心得て、対処しなさい。

※ 請懸（うけかかる） 引き受ける。保証人になる。

### ●解説

普請役は藩の財政を圧迫し、動員される家臣も同様でした。藩の融資や組頭を保証人とする借銀をしても、なお立ちゆかず、自身の知行を売却するという、**史料5**のようなケースもあったのです。

近世は石高制の社会ともいわれ、武士の序列は、基本的には知行高で決まりました。主君に対する奉公（軍役・家中役）も、知行高に応じて務める義務がありました。本来、知行でやりくりすべきですが、それでは家臣が堪えられない現実があり、藩が手を差しのべざるを得なかったようです。

### ●注目 ―青印―

画像では、わかりづらいかも知れませんが、秀就の青印が捺されています。秀就が用いた青墨の色は、ターコイズブルーが一番近いかもしれません。経年変化で色褪せしたものや、墨印（黒印）に見えるものもあります。後者は、元々墨印だった可能性は否定できません。

宛所「井原孫左衛門尉」は、端裏（はしうら）に記されています。因みに、いわゆる一紙物の文書の右端を「端」、左端を「奥」と呼びます。この青印状は、奥から内側に折り進んだあと、端裏に宛所を書いています。